

重度障害者等に対する支援の充実等について

1 概要

令和2年度を計画初年度として策定された江東区長期計画では、「障害者支援と共生社会の実現」を施策の一つとして位置付けており、障害のある人もない人も、ともに支えあい、自己の意思決定に基づいて、地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指す姿としている。

そこで、重度障害者等のさらなる社会参加の促進に資する新たな取組を行う一方で、既存事業について必要に応じた見直しを行うことで、喫緊の課題に対応するとともに、将来を見据えた障害者施策の構築を図る。

2 新たな取組

(1) 重度障害者等就労支援事業

① 事業の目的

居宅介護や重度訪問介護等のヘルパーによる支援は、就労等の経済活動は対象外となっていることから、本事業により雇用施策（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）と連携し、企業で就労又は自営業を行う重度障害者等に対して、通勤、就業中の支援を行うことで、重度障害者等の就労機会の拡大を図る。

② 対象者

重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定を受けている者

③ 支援内容

雇用施策で支援の対象外となっている、喀痰吸引、体位交換、安全確保のための見守りや1年度内で4か月目以降の通勤介助に加え、自営業者に対する支援を行う。

(2) 重度障害者大学等修学支援事業

① 事業の目的

居宅介護や重度訪問介護等のヘルパーによる支援は、大学等で修学する際の介助は対象外となっていることから、本事業で通学や大学内等での支援を行うことで、重度障害者の修学機会の拡大を図る。

② 対象者

重度訪問介護の支給決定を受けている者またはそれに準ずる者

③ 支援内容

大学等へ修学するに当たり必要な通学中や敷地内における身体介護等を行う。

3 見直し事業

人工肛門用装具等購入費助成事業

① 事業の目的

人工肛門・人工膀胱増設術受術者に対し、身体障害者手帳の申請から交付までの間、その増設口の衛生処理に要する装具の購入費の一部を助成する。

② 見直しの内容

令和2年度をもって事業を廃止する。

令和3年1月 新規受付終了

令和3年3月 請求書受付終了

③ 見直しの理由

本事業と同内容の給付は、身体障害者手帳交付後、障害者総合支援法上の日常生活用具の給付として受けられることから、国・都の負担金を最大限活用する観点で運用を含めた見直しを行った。

その結果、申請手続きの見直しにより、利用者への影響を可能な限り小さくできることから本事業は廃止することとした。

④ 今後の対応

対象者が早期に日常生活用具の給付を受けられるよう、身体障害者手帳の交付のお知らせ時に申請書を同封し、郵送による申請を促すことで、可能な限り早く交付決定を行う。